

平成31（2019）年度 第2回 伊丹市いじめ防止等対策審議会 議事録

日 時 令和元年（2019年）10月10日（木）15時00分～16時30分

場 所 伊丹市立中央公民館 1階 大集会室

出席者 新井 肇 会長、大西 規之 副会長、池田 修一 委員、石崎 和美 委員、  
伊藤 文吾 委員、市川 伊久雄 委員、岡野 英雄 委員、木村 司 委員、  
佐藤 幸宏 委員、鈴木 隆一 委員、林 明美 委員、藤井 正一 委員、  
松本 喜美子 委員、松山 和久 委員、山元 浩司 委員

傍聴者 0名

司会 皆様こんにちは。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。ただ今より、平成31年度第2回伊丹市いじめ防止等対策審議会を始めさせていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます伊丹市教育委員会事務局学校指導課の秋山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、議事録作成の関係から、録音をさせていただくことにつきまして、ご了解いただきますようお願いいたします。

本日は野瀬クリニック医師仲野由季子委員、伊丹市民生委員児童委員連合会代表松山委員が公務等のためご欠席という連絡をいただいておりますので、出席は15名になります。

続きまして、傍聴要領等について説明いたします。会議は原則として公開であります。

「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」第4条「審議会等の会議の公開は、傍聴によるものとし、傍聴に関する手続き及び遵守事項は、会長が別に定める。」に基づき、第2条の傍聴定員でございますが、「会長は、開催場所の定員等を勘案し、傍聴者の数を制限することができる」とあります。なお、傍聴希望者がその人数を上回る場合は、抽選によって傍聴者を決めることにしております。

本日は傍聴希望の方はおられません。会を進行させていただきます。

それでは、新井会長にご挨拶いただきますとともに、以後の進行につきましては、会長により進めていただきます。新井会長よろしくお願いいたします。

新井会長

こんにちは、本日は、大変お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。この後、10月末には文部科学省から、全国のいじめの認知件数が発表されることになっております。全国的に、いじめの認知件数につきましては、とても高まってきました。認知後、解消するための有効な手立てについて、検討していく段階にきています。法律で定めている「学校いじめ防止基本方針をつくる」「校内組織をつくる」ことについては徹底されてきています。これからは、その基本方針に則って、「本当に、学校が動いているのか」「組織が実効的に動いているのか」「基本方針を子どもや保護者が共有して自分のものになっているのか」というところが課題になってきていると思います。そして、何よりも、「いじめをしない子ども」「いじめの無い学校、地域」をどれだけ我々がつくっていけるのかが課題となっていると思います。セカンドステージに入ってきていると、以前お伝えさせていただきましたが、もう一回原点に戻る必要

があります。

法律が何を目的にしているのか、1つ目は、子どもたちの尊厳を守ることです。子ども一人ひとりの人権を守り、尊厳を確保するために、この法律ができていることを、原点に立ち戻ってしっかり把握しておく必要があります。2つ目は人権という概念を基軸において、社会全体でいじめをうまない成熟した民主的な社会にしていけることが、この法律の大きな目的であります。法律の対象は、学籍のあるものとして、小・中・高・特別支援学校の児童生徒です。大人は対象ではなく、大学生も対象ではありません。幼稚園の園児も対象ではありません。しかし、我々大人が「いじめ」あるいは「ハラスメントの問題」をどう捉えるのか、改めて問われています。私たち大人の役割をもう一度、考えていく必要があると思います。

皆様方のご忌憚のないご意見をお聞かせいただき、伊丹市のいじめ防止につなげていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

新井会長

本審議会におきましては会議録（議事録）が必要でございます。

「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」第5条に基づいて、「会議録は会長が作成する」「会議録には会長が指名した2人の出席委員が署名する」と規定されています。今回は、松山和久委員と松山豊委員をお願いいたしましたので、本日の会議につきましては、山元浩司委員と池田修一委員のお二人に署名をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

#### 【受諾確認】

また、同じく第5条に「会議録」は「議事の要旨を記載する」こととなっておりますので、そのようにさせていただきます。

新井会長

まずは、「伊丹市におけるいじめの現状について」と「平成31年度 第1回いじめに関する実態把握のためのアンケート調査結果について」、事務局から報告していただき、質疑、ご意見を伺いたいと思います。それでは説明をよろしくお願いいたします。

事務局

伊丹市におけるいじめの現状について、お手元の資料にそって、ご説明いたします。はじめに、「平成31年度の伊丹市における『いじめ』の問題への取組の基本的方針」について、お話させていただきます。

まず、基本方針について、1つめに、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるとともに、人権に関わる問題であり、絶対に許されるものではないという認識のもと「しない、させない、許さない」という姿勢を、学校の内外を問わず、子どもに関わるすべての大人が共有するべきものであります。2つめに、いじめの問題の克服への取組は、すべての子どもにとって開かれた、安心安全で充実した学びを提供できる学校づくりを目指して行われるべきものであります。この2点を基本の方針と定めて、いじめの防止等の取組に努めております。

次に具体的な対応としては、「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」、「学校いじめ防止基本方針」、県教育委員会から「いじめ対応マニュアル」を踏まえた取組を充実させることで、早期発見、早期解消に努め、何よりも未然防止に最も力を入れて取

り組んでいるところです。

2つ目に「いじめの認知件数の推移」は、第1回目の審議会で説明させていただきましたように、全国的に積極的な認知が進んでいます。認知件数は小さいいじめでも見逃さないということもあり増加傾向です。文部科学省も、肯定的に評価しているところです。

続いて、「いじめの対応に苦慮した事案について」報告させていただきます。実際、どのような、いじめの対応に苦慮しているのか、それについて教えて欲しいというご意見がありましたので口頭で報告させていただきます。

1つ目は、子どもがいじめを相談し、教員が対応する際、事実のすり合わせができないことが多々あります。被害と言われる子どもと加害と言われる子どもの言っていることが合わず苦慮しています。例えば、被害とされる子どもにしか聞こえないように悪口を加害の子どもが言う。そのいじめに対して聞き取りをするのですが、加害の子どもが一切認めず、周囲にも聞いた子どもがいないことから、事実のすりあわせができず苦慮することがあります。

学校は聞き取り等の調査をしているのですが、周囲の子どもからも情報が得られないため、事実確認ができず、こじれてしまうケースが目立ってきています。

逆に、SNSを介したいじめについては、一度書かれた誹謗中傷は、スクリーンショット等で消えないため、証拠として残り、対応できているという報告も増えてきています。当該児童どうしてしか、分からない場合、事実がすり合わなくていじめの解決ができないという事案があります。

2つ目は、当初はいじめ対応だったものが、被害とされる子どもの保護者が「謝罪しろ」「指導の内容を文書で説明しろ」などの要望を学校に伝える。それに対して、加害とされる子どもの保護者に理解を得ることができず、双方の保護者が学校に対して「なんで被害側は、そんなことを言っているのか」「なんで加害側はあんなことを言っているのか」などと不満を学校に伝え、いじめ問題だったはずが、いつの間にか保護者どうしのトラブルになってしまい、学校が板挟みになるケースが目立ってきています。

この2点が、学校で対応に苦慮しているものです。初期対応が不十分なことが原因だと考えられます。対応が後手に回らないように、初期対応の徹底に努めているところです。

次に、本年度第1回いじめアンケート調査の集計結果についてご説明いたします。1学期に第1回目のいじめアンケートを、2学期に第2回目を実施し、集計して分析していきます。今回は、第1回目について報告させていただきます。いじめの認知件数について、小学校は昨年度の同時期が595件だったものが702件、中学校は昨年度84件だったものが112件に増加しております。続いて、高等学校では、昨年度5件だったものが2件となっており減少しております。いじめを積極的に認知し、解消に向けて取り組んでおります。兵庫県のいじめのチラシの効果もあり、些細な事でも、いじめの定義に照らし併せ認知した結果と考えております。

「いじめの態様」について報告させていただきます。最も多いものが「冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」で、495件、前年度は418件です。次いで2番目に多いものが、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、

蹴られたりする」で、261件で昨年度202件です。3番目が、「仲間はずれ、集団による無視をされる」で、156件で前年度は118件です。

この態様の中で、「生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあるもの」の報告は受けておりません。

次に「いじめの現在の状態」では、安易に解消とせずしっかりと見守りを続けています。その中で「解消にむけて、状況を注視している。」は、694件で全体の85.0%です。「いじめに係る行為は止んでいるが再発の可能性が十分あり継続支援中である。」は、81件で全体の9.9%です。「いじめに係る行為は止んでいるが再発の可能性が十分あり継続支援中である。」は、41件で全体の5.0%です。暴力は、すぐ止められますが、仲間はずれなどの指導が難しいところだと思います。今後、解消しているのか調査し、分析してまいります。

この第1回目の調査で認知した816人一人ひとりをしっかりと、支援し、解消にむけて取り組んでまいります。

学校、家庭をはじめ、地域の方々を含め、多くの皆さまの目で温かく子どもたちを見守り、今後も取組を進めてまいります。

以上、平成31年度いじめアンケート調査の結果についての報告です。

新井会長

内容的には3つでした。1つ目はいじめの認知件数の推移です。2つ目は、対応に苦慮している事案について、2つ目は具体的ないじめの報告がありました。3つ目にアンケート調査の結果報告です。調査結果は、児童生徒が回答した件数として捉えてよろしいでしょうか。

事務局

調査結果は、児童生徒から確認した件数です。

新井課長

児童生徒が回答し、それについて教員が確認した件数ということです。それでは、いじめの認知件数の推移について質問、ご意見をお願いいたします。

林委員

最初に言われていた加害者との話が合わない。被害者から、いじめられたと聞くが、加害者との話が食い違い、先生方が苦労されているという話がありましたが、最後どのように解決するのでしょうか。

いじめを受けた側は悩んだ状態で、加害側はそこまで深刻に思っていない状況の場合、どのように解決するのでしょうか。いじめを受けた子どもは最終的に納得するのでしょうか。

新井会長

ご質問があった事案について事務局からお答えをお願いします。

事務局

学校や市教育委員会事務局は、捜査機関ではないため、事実は分からないことが多いです。ただ、学校に安心して通える視点を大切にし、被害を受けた子どもに寄り添い、支援しています。加害の子どもについては、本人が認めない状態では、強制的な指導はできないため、その子の人間関係を注視し、見守っております。2人の関係を修復できない場合、2人を近づけないという指導を行うこともあります。様々な事案に対し、個別の対応が必要であることが実情です。

新井会長            今の事案については、現実には多くあることです。背景調査をした時に、被害者が訴えている事実について、加害者は認めず、周囲からの聞き取りでも確認できない。この場合の対応について課題があると思いますが、学校としても信用を保つため、難しいことが多々あります。

                         事務局の説明から、加害、被害の特定ができないため、事実は分からない。いじめの事実は認定できないが、被害を訴えている子どもと加害と言われている子どもに、丁寧に関わり、支援していることが分かりました。

事務局              今の法の考え方は、いじめを受けたと子どもから訴えがあれば、いじめがあったと認知します。聞き取り等で、事実が分からない場合についても、経過を観察しております。

新井会長            学校としての意見は、いかがでしょうか。

松山委員            事務局の説明でもあったように、難しいところがあると思います。様々なケースがあるため、解決できる場合もあれば、解決できない場合もあり、一概にこうだとは言えません。このケースについては、解決が困難な場合であると思います。

大西委員            中学校も同様に、解決困難なケースが増えてきています。いじめを受けた生徒が先生に相談し、落書きの跡やラインの誹謗中傷の画面が残っているなど、証拠があれば、加害生徒に、強く聞けます。逆に、被害の生徒がいじめを受けた証拠が得られない場合は、対応が困難です。また、生徒によっては、「何か言われているような気がする」等、「誰か分からない」といったケースもあり、心が不安定な生徒への支援も多様化しています。

                         証拠がなく、加害とされる生徒が、否定した場合は、対応が困難になります。現認するしか対応できない場合も出てきます。様々な場面で加害行為を発見するため、中学校では学年団の教師や授業の担当者がその生徒から目を離さないよう見守ります。現認した場合は、強く指導していきます。食い違いが多々あり、強く聞けないことに加え、保護者同士が白黒つけて欲しいという場合は、「学校は警察ではないので事情が聞けない。」と伝えます。学校での指導について、限界があることが現状です。何か良い方法があれば教えていただきたいと思います。

鈴木委員            被害者側の生徒にとっては、その事実が分からなくても、「つらさ」に寄りそってあげることが大事だと思います。加害側も、色々と聞かれて嫌な経験をするため、配慮が必要かと思います。「悪口を言われているような気がする」という主訴について、「主訴の裏に本当の主訴がある」という言葉があり、背景を考える事も大事です。日常生活の不満があるかもしれないため、ゆっくり対応してあげてほしいです。

新井会長            ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

石崎委員            鈴木先生と同じになりますが、関係性の問題があることから、そこを見抜く目が必

要だと思えます。被害、加害側と分けると問題が見えなくなることもあります。その子どもが「何を抱えているのか。」「何が辛いのか」「嘘をついているのか」など、意識しながら対応することが、大切だと思えます。どの子どもに対しても、誰かが聞いてあげないといけないはずです。

新井会長

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

事務局

これまでのケースから、被害者がいじめを受けた段階で、出発点だと思えます。加害側が、遊びだったと主張しても、相手が精神的に苦痛を感じていれば、いじめとして出発すると思えます。

人間の記憶は、徐々に薄れるため、早い段階に、聞き取りを行うことが重要です。子どもたちの取り巻く関係者や第三者から聞き取りを行います。最終的に、事実認定できないという結論もありますが、原点はその子が安心・安全に学校に通える状況を作っていくことが大事と考えています。

新井会長

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

藤井委員

いじめのところに關しては、被害者と加害者の事実が合わなければ、追求できないことになってきます。犯人扱いすることもできないことから、原点に立ち戻って子どもの気持ちを大事したいです。「先生たちも一生懸命考えているんだよ」、「こういった状況で分からないけど君の話聞くよ」と、子どもの気持ちを大切に安心させ、保護者の気持ちも変えていくことが大事だと思えます。

新井会長

ありがとうございます。他はどうでしょうか。

難しいことですが、初期対応で客観的事実を明らかにしていくことが大事です。できない場合もありますが、子どもは困っていることを認識して、教師に相談をしています。加害の子も、何か困っているという視点で関係性に目を向けながら指導、支援していくことが大事です。客観的事実が明らかにならないことや保護者同士のすれ違いについて、非常に難しい問題として、考えていく必要があります。

気になることとして、いじめ事案があったことを加害の保護者に報告することについて、国の調査では45.6%で、半数が保護者に言っていないことが分かっています。法が厳罰主義のため、学校は伝えにくいのかもかもしれません。加害者の成長も考えていく必要があると思えます。

他にいかがでしょうか。説明について質問、ご意見があればお願いします。

市川委員

保護者間のトラブルについて、市教委から教員へ未然防止の指導をしていると捉えました。保護者の認識や世の中の考え方が、昔と変わってきていると思えます。極端な言い方をすれば、訳のわからない保護者もいると思えます。教員の指導だけで、学校の対応に限界があると思えます。そのような保護者は、どのようなアクションを起こしているのでしょうか。

事務局

トラブルに発展しないように、初期対応と未然防止をできるだけ細かく明らかにし、

保護者には、できるだけ丁寧に説明ができるように、教員に指導しているところです。ご質問であったように、教員の指導だけでは通用しない場合があることが現実です。教員と保護者との関係や経験年数等、様々な背景があり、難しいことが多々あります。根本的に、保護者が、子どもたちと一緒に育てていく広い視点をもつことができれば、トラブルは減っていくのだと思います。現実、SSWや警察、医療、市役所の弁護士資格をもっている職員に相談して、学校に助言をしていきたいと心がけています。ただ、保護者を変えていくことには苦慮しており、PTAにむけての出前講座を行っていますが、その中でも本当に聞いてほしい方に伝わっているかどうか、力不足を感じることも多々あります。

新井会長

今の件について、SSWの立場として、池田委員はどうでしょうか。

池田委員

いじめを受けている子どもに「相手の子に対して指導しないでほしい」と言われることがあります。被害を受けた子どもは、安心して生活することを望んでいるだけだが、保護者が感情的になり、解決できないことがあります。安心した関わり方について、考えていくことも大事です。しかし、現実としては、子どもの意志と解決の手だてについて、どこまで寄り添えるのか難しいことが多々あります。

新井会長

ありがとうございます。今、保護者の話が出ていますが、PTA代表の伊藤委員はいかがでしょうか。

伊藤委員

子どもの日常生活を大きく分けると「学校」と「家庭」になると思います。そして、教育とは学校教育と家庭教育に分かれます。家庭では虐待が大きな問題となり、学校現場では、いじめが問題となっています。保護者は毎日学校に行くわけではないので、学校でのいじめを発見することは困難です。ただ、帰宅後の子どもの様子や会話の中で、気付くことは可能です。家庭として問題なのは、子どもが親に言えない状況があると思います。共働きが多くて忙しく、子どもが帰宅しても保護者がいない環境など様々な課題があります。言葉を聞くのではなく、気持ちを聴くことが大切です。「気持ちは嘘をつかない」という言葉を、PTAで使わせてもらいますが、充実した家庭環境が必要だと思います。学校でも、問題が発生した場合に、身近な先生に相談できることが、早期発見につながると思います。いじめ問題は、PTAとしても重要な課題として取り上げています。何よりも早期発見が大事で、いじめの累積は最悪の事態につながるため、初期段階で発見し、対処していくことが非常に大事だと思います。その中で、市内の保護者には、より多くの大人の目でアンテナを張って見守り、子どもの少しの変化も見逃さないように伝えています。

そんな中で、数字について質問したいのですが、平成20年度から30年度まで10年間の認知件数が出ている訳ですが、極端な質問になってしまうかもしれませんが、10年前は、わずか17件だったものが、10年後には約1100件になったことについて、お聞かせ願えればと思います。

事務局

10年前は法律がない時代だったことから、いじめは、これまで使っていた「社会通念上のいじめ」で判断していました。前回話題になりました兵庫県のチラシのよう

に些細なものであっても、被害者と言われる子どもの気持ちを重視した観点で、いじめの定義が変わってきました。もし、法律に照らしあわせ、平成20年のいじめを見直したとしたら、かなり大きな数字になると思います。

伊藤委員

ありがとうございます。認知件数が増えてきたことにより、文科省や教育委員会は、一定の効果があつたとありましたが、保護者の立場からすると、減っていないと駄目だと思います。認知件数が増えて初期段階のものが発見されたから良いわけではなく、次のステージを考えていくべきだと思います。次のステージとして、平成31年度は減っていかないといけないと思います。

新井会長

ありがとうございます。今の発言に関連して言いますと、平成24年度を見れば、よく分かります。法律が出来る前に、すでに伊丹は、1000人あたり、64.7件、でした。当時の文部科学省の定義では攻撃という言葉が入っており、相手にダメージを与える意図を持ったものをいじめとして考えていました。法ができる前から、いじめを無くしていくことを伊丹は目指し、大きな影響を与える行為でなくても、積極的に認知しました。伊丹は、今回は小・中学校とも増減は、ほとんどありませんでした。伊藤委員からあつたように減らしていくことが課題だと思います。他の市は、まだまだ増えると思います。伊丹は、見つけつくしたと理解すれば、減っていく段階だと思います。

市川議員からのご意見で、保護者にどのように啓発していくのか。事件が深刻になったときに、被害側の保護者が市の「いじめ防止等のための基本的な方針」や「学校のいじめ基本方針」にマーカーを塗って持ってきます。ただ、それ以外の人は見ているのでしょうか。基本方針については、どの学校も100%できており、ホームページにも載せています。しかし、「生徒は理解しているのか」「保護者は知っているのか」という声もあり、周知されているのか疑問があります。例えば、「入学式後に教室に戻ったら必ずこういう方針がありますと20分でもいいから伝える」あるいは、「PTAの研修でいじめ基本方針について意見を求める」など、しっかりとした取り組みを行っているのでしょうか。

事務局

ホームページに載り、学校評価にも入れて「形」としては構築しておりますが、「質」の部分で、どのように動くべきなのか今後の課題です。次の手だてを考えることが必要になってきていると感じます。

新井会長

具体的に進めていただきたいです。ご意見があればお願いします。

林委員

補導員にとってもPTAのことは課題です。学校の愛護部と連携し、年3回程度、小学校の愛護部と連絡会を実施しています。PTAの参加者はいつも同じ方で、聞いてほしい保護者は、なかなか学校の行事にも参加できていません。公園で、両親が働いていることを理由に、6時過ぎまで遊んでいる子どももいます。実際に聞いてほしい保護者に対しては、学校を通じてお願いをしていることが現状です。

市川委員

自治会でも4%の方が、見てくれたら良いということが現状です。来てもらうのは、



ハードルが高く、来てほしい人が参加することは、ほとんどありません。いじめには勘違いしてしまうケースがあることを、全保護者にアピールすることも大事です。

別件ですが、いじめ認知件数について、議論しても、あまり意味がないと思います。会長が言われたとおり、伊丹としてはここが出発点であり、全部出したい場合は、太線を引いていただき、見やすくしてもらい。1000人当たりの数字より、増減率や評価ができるような表現にしてもらいたいと思います。

事務局

市川委員が言われることはよく分かります。いじめの発生件数と認知件数は全然違うということです。いじめの認知件数というのは、いじめを早期に発見し対応することによって重大事態が起こるのを防ぐという考えのもと、積極的に認知を進めてきました。これまで、教職員の資質の向上という観点によって、ずっと上がってきています。いじめ防止フォーラムによって職員のいじめに対する意識や感性を高めてきました。伊丹市における市民の認知レベルについて、フォーラムが大きな役割を果たしていると感じます。

国をあげた調査において、伊丹市の調査だけでなく、県があり、全国があります。これについては国の方針がある限り、続けていかなければなりません。

市川委員

決して否定しているわけではありません。認知件数も大事ですが、ここで議論の材料とした場合、現状の課題を見つけないといけません。この資料を有効に出していただきたいと思います。

新井会長

年度の終わりの会で、議論の材料となるような分析をしてください。例えば、アンケートを見ると暴力行為が結構増えているのが、気になります。どのようなものが前年度と比べて増えているのか、いじめの中身を知りたいです。保護者への啓発、少なくとも学校のいじめ防止基本方針を保護者が目にするための具体的な取組が必要です。例えば、入学式は、ほとんどの保護者が参加するため、全小中学校で必ず周知することもよいかと思います。みんなが、しっかり読める資料をつくるなど具体的な方向性について、各学校にお願いしたいと思います。

他になにかありましたら、お願いいたします。

松本委員

教育には学校ありきという考えがあり、私自身も子育てしていたころは、「学校に行くのが当然」「いじめられても負けるな」という気持ちで、子どもを育ててきました。最近になり、子どもから、「あの頃は嫌だった」「あれは間違っていた」と言われています。私はPTAを経て、人権という立場から考え、「なぜ学校に行くのか」「人間としてマルをもらうため」「良い子ができる」と親の立場として思っていました。しかし、このいじめの定義を通じて、本来は子どもたち一人ひとりの尊厳を守ることについて、再確認させられました。私は、ひきこもりや学校に行けない子との関わりを通じて、学校に行かせることが正しいことだと、必死で伝えてきました。ただ、学校に行けなくてもいいのではないかと思うこともあります。

この場で話すのは具体的に、「いじめをなくすためにどうするのか」ということについて提案しなければなりません。学校だけでなく、子どもが集まる場所、親が集まる場所を探し、そこに行って感じるものがあることもあります。学校に来られない

子どもの保護者には、こちらから届けられるようリサーチしてもらいたいです。そして具体的に減らしていきましょうというステージにきています。いじめの実態と人権の集会がありますが、その時のアンケートにもいじめを減らすにはどうしたら良いかコメントをもらっています。いじめがあることを生徒だけでなく、親にも届けることで、意識が変わるかもしれません。違う角度での視点もあると思います。

新井会長

客観的なデータをとって状況を分析するこれとは、もちろん必要なことです。質的な面で、抽象的だけど事例が出ると議論になります。

宮崎県で子どものいじめ防止サミットがあり、ファシリテーターとして参加しました。県内から、およそ8校の代表が参加し、話し合いました。「いじめられているのに先生に言わないという件数があるが、どうですか。」と、子どもに聞くと、教育長、県の指導主事、引率の先生の前で、一人の子どもが手を挙げ、「だって先生に言ったら、もっとひどくなる」と発表しました。「先生に相談しなさい」と言っていますが、子どもにとっては、先生に相談したことにより、悪くなる場合があると捉えていることが分かりました。我々大人が、素直な子どもの意見に、どのように対応すべきか考えていくべきです。

石崎委員

市内の学校を回っていますが、「子どもは賢い」と実感しています。子どもは、「この先生は話せるが、この先生は話せない」と捉え、いじめがあった場合、相談する先生を選んでいきます。クラスで暴力的な子どもが数人いる場合、巻き込まれる子どもがいると思います。成熟したクラスづくりを目指し、周りが傍観者にならないように「いじめは良くない」「ばかばかしいからやめようよ」という子どもの声が、いじめ防止の一番の近道ではないかと感じています。

市川委員

先程、私の発言でひとつ訂正させていただきます。「1000人当たりの認知件数はいらぬ」と言いましたが取り消してください。こっちで比較しないと意味がないと思います。平成29年度から30年度で小学生のいじめの件数が増えています。件数の増加に対し、割合は減少していることから、小学生は増えているのですか。

事務局

平成29年度と平成30年度の小学校の分母の数字、つまり子どもの人数が増えています。毎年、人数に変動があるため、1000人当たりの件数を基準として比較しています。

新井会長

少子化のなかで、伊丹は人数が増えてきています。フォーラムは、どのような方向で実施するべきですか。「保護者の問題」、「具体的にいじめをしないクラスを、どうつくるか」など、意見があればいただきたい。

伊藤委員

いじめは無くなりません。昨今では、先生もいじめられる時代です。難しい問題だと捉えているのですが、学校の先生方は、時間の無い中で、頑張られている姿をよく見えています。学校現場では、見逃さない目を養っていただきたいのですが、何より家庭での子どもに対する「しつけ」「接し方」「気持ちを聞く」という部分が、非常に大事です。家庭内から、集団生活に出たとき「表現力」が変わってくるのだと思います。

家庭教育や保護者に焦点をあて、フォーラムをしていただきたいです。昔から子どもは変わりません。変わってきたのは保護者かもしれません。

新井会長                   ありがとうございます。どのように焦点を当てるのか考えていくべきです。

市川委員                   来てほしい人が参加してくれない。フォーラムの効果はあがっていますが、特定の中だけで、伊丹市全体では、どれだけの効果があるのか気になります。参加された方が上げられるようなテーマで、本日、話題に出た「保護者の認識違い」に気付いて頂けるようなものが、できたらよいと思います。

松本委員                   このフォーラムから広げてもらう「どうしたら良いですか。」「皆さんは一緒に考えてください。」というようなものを行ってほしいです。

新井会長                   保護者が関わらないといけない問題について、何ができるのか。子どもが自分の親以外にも働きかけることがあってもよいのか。問題について、子どもの声、先生の声、保護者の声から、どのように対応していくべきなのか。社会総がかりで、子どもだけでなく大人も含んだ問題として考え、保護者自身にも、色々な声を聞いてみるという方向で検討してみることでいかがでしょうか。

石崎委員                   「来てほしい人は参加してくれない」というのは、何年も前から同じ状況です。だからこそ、来てくれた人に、キーパーソンになってもらうことが大事だと思います。来てくれた人が、周囲に伝え、広げてほしいです。当事者として、自分だったらどうするかと真剣に考えてもらえるようにすれば良いのではないのでしょうか。

新井会長                   「あなたがこの親だったらどうしますか」と問いかけ、意識改革が必要という意見ができました。保護者をひとつのキーワードにして、家庭でできるいじめ防止に焦点をあて、事務局から案を出してもらうということでもよろしいでしょうか。

石崎委員                   私がよく使う手法で子どもになってみるという手法もあります。「子どもってこうだからこう考える」などの考え方を想定してみることが、効果的だと思います。

新井会長                   事案を見るだけでなく、ロールプレイのように子どもの立場になって演じ、感じてみることを入れてみてはいかがでしょうか。

市川委員                   参加者に「あなたのまわりにこんな人いませんか」「あなたの友達にこういう人いませんか」など、考え方を探ることができるかもしれません。

新井会長                   「あなたのまわりにこんな人いませんか」と保護者に呼びかけることで、「もっと教員に呼びかける」という意見があるかもしれません。宿題になりますが、保護者に焦点をあて、広がっていくようなフォーラムを考えてみようと思います。その他、ご意見があったらお願いします。

岡野委員

いじめる側は、見つからないようにやります。前にも言いましたが、防犯カメラがあります。いじめとか犯罪をみんなに知られたくないという気持ちを打ち破る方法についても、フォーラムで研究してもらえれば良いと思います。

新井会長

見つからないようにしているのはどうしてか。そこを見つけるようにどうすれば良いか。そこを取り上げて良いのではというご指摘でした。

12月1日のフォーラムで、アイデアがあれば事務局に連絡していただければと思います。それでは事務局にマイクを返したいと思います。よろしくお願いします。

秋山主査

本日は、長時間、熱心にご審議いただきましてありがとうございました。次回は、12月1日開催予定のいじめ防止フォーラムを午後2時から、西中学校体育館で開催いたします。以上で本日の会議を終わらせていただきます。長時間お疲れ様でございました。